

林野火災注意報・林野火災警報 の運用開始について

令和7年2月に発生した大船渡市林野火災を受け、林野火災の予防対策として火災予防条例の一部が改正され令和8年1月1日から林野火災注意報・林野火災警報の運用が開始されました。

【林野火災注意報・林野火災警報の発令基準】

○林野火災注意報の発令基準

1月から5月の期間において、

「前3日間の合計降水量が1mm以下かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下」

「前3日間の合計降水量が1mm以下かつ、乾燥注意報が発表」

のいずれかの基準に該当する場合

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や降雪があった場合は、この限りでない。

○林野火災警報の発令基準

1月から5月の期間において、

「林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報」が発表された場合

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や降雪があった場合は、この限りでない。

【林野火災注意報・林野火災警報発令の対象区域】

○曾於市・志布志市・大崎町（大隅曾於地区消防組合管内全域）

